府 共 第 1 3 号 平成21年1月16日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部(局)長 各位

内閣府男女共同参画局推進課長

住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置に係る留意事項について

平素から、配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する業務について御理解 と御協力を賜り、感謝申し上げます。

現在、国会において第二次補正予算案の中で審議されている定額給付金について、総務省から制度の概要が示されているところです。それによれば、定額給付金は、基準日(平成21年2月1日)において、各市町村の住民基本台帳に記録・登録されている者等を給付対象者としており、定額給付金の円滑な給付を受けるためには、正しい住民登録等が必要です。その際、配偶者等からの暴力から逃れるため、被害者が加害者である配偶者等が居住する元の住所から転出をした場合において、その転出先の住所等が配偶者等に明らかにならないようにするためには、加害者による被害者に関する住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を制限するための支援措置(以下「支援措置」という。)の制度を活用する必要があります。

当該支援措置に関し、総務省から都道府県を通じて市区町村に周知がなされており、当職からも各機会を捉え、周知に努めているところですが、下記留意点について適切に対応していただくとともに、貴職より配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)等関係機関、及び管内の市区町村に対し、再度周知していただきますよう、お願い致します。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項の規定に基づく技術的な助言ですので申し添えます。

記

1 支援措置に関する情報提供について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 第2 7 (2)被害者等に係る情報の保護」において、支援センターは事案に応じ、被害者に対して支援措置に関する情報提供等を行うことが必要である旨記載されているところです。加えて、支援センターにおいては、被害者の支援にかかわる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛けることが必要である旨記載されています。

支援センターにおいて、被害者が相談に来所された際や、遠隔地へ避難する際、支援措置内容及び支援措置期間について十分な説明を行っていただくとともに、支援措置に関する事務を管轄する市区町村等関係機関等と連携し、情報管理の徹底が図られるよう、改めて周知徹底をお願い申し上げます。

2 支援措置に基づく事務の円滑な処理について

現在、定額給付金等を含む第二次補正予算案が国会で審議されているところですが、総務省からは、日本国籍を有する者については、平成21年2月1日時点で住民基本台帳に記録されている者を給付対象者とし、世帯構成員の分も含め世帯主がまとめて給付を受けるという案が示されています。

配偶者からの暴力の被害者においては、転出先での住民登録に至っていない者が少なからず存在しており、定額給付金を転出先の市町村で安全に受け取るためには、正しい住民登録とともに、支援措置の申出が必要であることから、今後、貴職管轄内の配偶者暴力相談支援センターにおいて、基準日までの短期間に、被害者が支援措置の申出に関する相談が多く寄せられることが予想されます。

このため支援センターにおける業務増加に伴う事務の停滞や相談業務の質の低下を防ぐためにも、支援措置に関連する事務について円滑な処理がなされるよう、当該措置の手続き等について改めて関係各所に対して周知を図るなど、適切に対応いただきますようお願い致します。

添付資料

(参考1)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)(抄)

(参考2)

総務省ホームページ抜粋

(参考1)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)(抄)

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事 項

7 被害者の自立の支援

(2)被害者等に係る情報の保護

被害者の自立の支援においても、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が求められる。支援センターにおいては、被害者の支援にかかわる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛けることが必要である。

ア 住民基本台帳の閲覧等の制限

支援センターは、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、以下の措置が執られていることについて、事案に応じ、情報提供等を行うことが必要である。

(ア) 措置の目的

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住 民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票 の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止する。

(イ)申出の受付

市区町村長は、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から、(ウ)に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

申出を受け付けた市区町村長は、警察、支援センター等の意見を聴き、 又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制 法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることその他適切な方法に よって支援措置の必要性を確認し、市区町村長において判断を行う。こ の支援措置の必要性の確認に当たっては、被害者の負担の軽減に留意す る。

(ウ)支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求については、「不当な目的」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条及び第20条)があるもの又は同法第11条の2に掲げる活動に該当しないものとし、交付しないこと又は閲覧させないこととする。

その他の第三者からの請求については、加害者が第三者になりすまし

て行う請求に対し交付すること又は閲覧させることを防ぐため、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行う。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの請求に対し交付する又は閲覧させることを防ぐため、請求自由についてもより厳格な審査を行う。

(エ) 関係部局における情報の管理

住民基本台帳の閲覧等の制限が設けられている趣旨を踏まえれば、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められる。このため、選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。住民基本台帳担当部局においては、これらの関係部局との連携に努めることが必要である。

国においては、住民基本台帳の閲覧等の制限が適切に実施されるよう、 上記の事項について、周知に努める。

住民登録は正しく行われていますか?

住民登録は正しく行われていますか?

- 住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、 国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。
- お住まいの市区町村で、行政サービスを確実に受けられるようにするために、 引っ越しなどにより住所を移した方は、速やかに住民登録の届出を行って下さい。
- また、現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要となります。
- 家庭内暴力等の被害者の方は、お申出によって、住民基本台帳の閲覧等を制 限できます。
- 詳しくは、お住まいの市区町村に、御相談下さい。

家庭内暴力(DV)の被害者等の方を保護するため、住民基本台帳の閲覧等は制限できます。

- DV被害者等の方については、警察署等に相談を行った上で、お住まいの市区 町村に対して支援措置の実施を申し出ることにより、加害者である配偶者等に よる住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制 限を設けることとしています。
- 転出先で住民登録を行ったとしても、市区町村に支援措置の実施をお申出されれば、転出先の住所等が加害者である配偶者等に明らかになることはありません。
- 支援措置を受けるための手続の流れは、以下のようになりますが、詳しくは、お 住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

支援措置を受けるための手続の流れ(例)

DV被害者等





警察署等

- ① DV被害者等から警察署等 に対し、
 - · DV被害の相談
 - 支援措置申出書の提出
- ②警察署等において
 - 申出書に警察署等の意見 を附して被害者等に交付

市区町村

③ DV被害者等から市区町村に対し、警察署等の意見を附した申出書により、支援措置の申出

市区町村において

- ・ 必要に応じて警察署等に確認 した上で
- DV被害者等に対して支援開始 の連絡
- 関係市区町村への申出書転送
- ※ 警察署等:警察、配偶者暴力相談支援センター等
- ※ 事前に警察署等への相談を行っている場合は、①・②は不要